

会を改組して、危機管理委員会（現 医療安全対策委員会）とし、そこに災害対策委員会、感染対策委員会、事故対策委員会を設置した。この感染対策委員会（委員長 秋葉 隆、副委員長 杉崎弘章、担当理事 秋澤忠男）は、日本透析医学会の了解を得て、透析医療における感染予防の対策として、院内感染防止の立場からみて安全で標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル案を作成した。このマニュアル案は、standard precaution の原則にたった上で、本邦で広く行われている疾患別院内感染対策をも取り入れた構成となっている。

一方、厚生省保健医療局エイズ疾病対策課、医薬安全局安全対策課は冒頭の事態を重視し、兵庫県と密接な連絡をとり、その原因究明と再発防止に乗り出した。このような中、平成 11 年度厚生科学特別研究－透析医療における感染症の実態把握と予防対策に関する研究班 が組織された。本研究班では、現在、透析現場における感染症の実態調査と感染予防策の検討を行うほか、研究の一環として、上記のマニュアル案を引き継ぎ、班員、および透析、感染症、疫学、肝臓病学専門家、日本透析医学会総務委員会感染対策小委員会、さらに透析療法を実施している全国の施設に示して、細部にわたる検討を繰り返し、「標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル」を作成した。

この、「標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル」が、各透析施設におけるマニュアル作成の参考となり、透析医療施設における院内感染の予防に役立つことを願っている。

平成 12 年 2 月吉日

平成 11 年度厚生省厚生科学特別研究事業

透析医療における感染症の実態把握と予防対策に関する研究班

秋葉 隆

院内感染予防からみた透析診療内容のチェックリスト

本マニュアルを読まれる前に、ご自分の施設の診療内容が感染予防の観点からどのような状況にあるかご判断いただけるように、今回の感染多発を参考に、20項目のチェックリストを作成しました。■いいえ を選択された場合は該当の章節を特にご参照ください。本マニュアルのすべての内容を網羅をしているわけではありません。すべて ■はい を選択された場合でも感染に対する備えが万全とは限りません。院内感染予防の取り組みのきっかけとしてご利用ください。

1. 施設と透析医療機器

- 1) 透析に使用する医療器具は患者毎 はい いいえ→1章 III. 1. 3),
に滅菌したものか、ディスポーザブル製品を使っている。 1章 III. 2. 2), 2章 V-XI
- 2) スタッフが透析操作前後に手洗い はい いいえ→2章 II
が容易にできる十分な手洗い設備がある。
- 3) スタッフが患者の症状の変化に素 はい いいえ→1章 III. 3. 2),
早く対応し、また頻回に手洗い等 3章 III. 3, 6章 IV
に移動できるよう、十分なベッド間隔がとられている。
- 4) 透析装置の保守点検はマニュアル はい いいえ→2章 V, 2章 VI,
にのっとり、定期的に行っている。 6章 IV
- 5) 回路圧測定系にディスポーザブル はい いいえ→1章 III. 1. 1)
のトランスデューサープロテクターを挿入している。

2. スタッフ

- 1) 患者数やその重症度に応じて十分 はい いいえ→4章 III. 1. 3),
な診療ができるスタッフが配置さ 1章 III. 2. 2), 4章 III. 3. 2),
れている。 4章 IV. 2. 6)
- 2) 感染対策委員会が設置され、各職 はい いいえ→4章 I
種のスタッフが参加して定期的
に開催されており、感染対策委員
会委員長は施設の長（責任者）
である。
- 3) スタッフに対して感染症対策に関 はい いいえ→6章 II
する教育が定期的に行われている。
- 4) スタッフには定期健康診断が行わ はい いいえ→5章 II. 2
れ、HB ワクチン接種の機会があ
る。

3. 透析操作

- 1) 透析開始・終了操作は清潔不潔概念をよく理解した医師、臨床工学士、看護師、准看護師、薬剤師などの有資格者スタッフが行っている。 はい いいえ→1章 III. 1. 3)
- 2) 透析開始、終了操作は患者側と機械側にそれぞれ1名ずつが共同して行っている。 はい いいえ→2章 III. 2. 2)
- 3) スタッフは侵襲的手技の前後に入念な手洗いを必ず行っている。 はい いいえ→1章 II. 1. 3)
- 4) 穿刺および抜針操作をするスタッフは、ディスポーザブルの手袋を装着している。 はい いいえ→2章 II. 2. 2)(6)
- 5) 肝炎ウイルス陽性の患者は透析室内の一定の位置に固定して透析されている。 はい いいえ→4章 III. 3. 1)
- 6) 血液に汚染された物品は、周囲を汚染しないように注意して、感染性廃棄物として廃棄するか、マニュアルにのっとり、洗浄滅菌されている。 はい いいえ→1章 II. 2. 2) 2章 V-XI
- 7) 透析中に投与され抗凝固薬やエリスロポエチンなどの薬剤は、透析室から区画された場所で無菌的に準備されている。 はい いいえ→1章
- 8) ヘパリンはプレフィルドシリンジ製品を使用している。 はい いいえ→1章 III. 1. 4)
- 9) 透析記録（患者毎、一回ごとの透析経過、診療内容、担当者名の記録）を作成している。 はい いいえ→1章 III. 2

4. 院内感染対策

- 1) 感染症にたいする患者監視（サーベイランス）として、定期的な検査を実施している。 はい いいえ→4章 I-II
- 2) 定期検査の結果は患者に告知され、説明指導が行われている。 はい いいえ→4章 II
- 3) 患者にはB型肝炎、インフルエンザ等に対するワクチン接種の機会が提供されている。 はい いいえ→4章 VIII

目次

三訂版の序	iii
改訂版第2刷の序	v
改訂版の序	vii
初版の序	ix
院内感染予防からみた透析診療内容のチェックリスト	xii

第1章 標準的透析操作

I はじめに	1
II 基本的感染防止対策の遵守	1
1. 透析室従事者側の準備	1
2. 患者側の準備（患者教育の徹底）	2
3. 無菌操作の徹底	2
III 血液透析の手技に関する操作	3
1. 血液透析の準備	3
2. 血液透析の開始から終了まで	5
3. 治療施行時および抜針後における操作	8
IV おわりに	9

第2章 標準的洗浄消毒

I はじめに	11
II 透析従事者の手指	11
III バスキュラーアクセスの消毒	13
IV 薬剤の投与方法	15
V 透析装置外装	15
VI 医療器具	16
VII リネン類（シーツ・枕カバー・毛布カバー）	16
VIII ベッド柵・オーバーテーブル	17
IX 食器・ガーグルベース類	17
1. 透析室で提供される食器	17
2. 熱水消毒のできない場合	17
3. 血液に汚染された食器等	17

X	便器・尿器類	18
1.	機器による熱水消毒	18
2.	用手による洗浄・消毒	18
3.	血液が大量に混入した排泄物	18
XI	室内	18

第3章 感染予防の透析室設備と環境対策

I	はじめに	25
II	透析室の照明	25
1.	透析室の照明の目的	25
2.	透析室の照度	26
III	透析室の室内環境	26
1.	室内環境・換気条件	29
2.	ベッド配置	30
IV	透析用原水管理, 供給装置・コンソール・配管の洗浄消毒	31

第4章 感染患者への対策マニュアル

I	感染対策委員会の設置と医療法による医療安全管理の義務化	35
II	患者への感染対策の基本	36
III	標準予防策	37
IV	感染経路別予防策	37
1.	血液媒介感染	38
2.	接触感染	39
3.	飛沫感染	39
4.	空気感染	40
V	B型肝炎ウイルス, C型肝炎ウイルス(五類, 全数報告)	41
1.	感染経路	41
2.	サーベイランス	42
3.	感染患者対策	43
4.	消毒方法	43
5.	新たにB型肝炎ウイルス, C型肝炎ウイルスに感染した場合	44
6.	患者教育	45
VI	HIV(五類, 全数報告)	46
1.	感染経路	46

2.	感染患者対策	46
3.	サーベイランス	47
4.	患者教育	47
5.	参考	47
VII	MRSA（五類，定点基幹病院報告）	48
1.	感染経路	48
2.	感染症患者およびキャリアに対する対策	49
3.	サーベイランス	49
4.	MRSA 感染症患者の移送	50
5.	患者教育	50
VIII	結核（二類，全数報告）	50
1.	感染経路	50
2.	サーベイランス	51
3.	感染患者対策	51
4.	患者教育	52
IX	その他の感染患者対策	52
1.	HTLV-1（ATLV）	52
2.	バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）（五類，全数報告）	52
3.	インフルエンザ（五類，インフルエンザ定点医療機関報告）	53
4.	ウエストナイル熱・デング熱・日本脳炎などの蚊咬媒介 感染症（四類，全数報告）	54
5.	その他の感染症	55
X	新興感染症の広範な流行が見られた際の透析施設の対応	55
1.	流行の初期で患者の数が少ない状況の時	57
2.	流行が進み，患者の数が増加してきた場合	57
XI	非感染患者の予防措置	59
1.	HB ワクチンの使用	59
2.	インフルエンザ HA ワクチンの使用	59
XII	医師から都道府県知事への届出の義務	60
1.	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	60
2.	届出の必要な感染症	60
3.	医師から保健所長を経て都道府県知事への届出	62
4.	ウイルス性肝炎の定義と届け出基準	63